

あきた

第 965 号

平成 17 年 10 月 10 日
毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市役所
編集兼 中島 修
発行人

印刷人 三戸 俊彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目次

規 則

○秋田市火災予防規則の一部を改正する規則（第42号）…………… 1

教 委 訓 令

○義務教育父兄負担経費調査会規程の一部を改正する訓令（第2号）…………… 2

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令（第7号）…………… 2

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第239号）…………… 2
- 市議会定例会の招集について（第240号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第241号）…………… 3
- 納税通知書の公示送達について（第242号）…………… 3
- 地縁による団体の認可について（第243号）…………… 3
- 産業廃棄物処理施設変更許可申請について（第244号）…………… 3
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第245号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第246号）…………… 4
- 平成17年度の地籍調査事業の変更実施について（第247号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第248号）…………… 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第249号）…………… 5

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第14号）…………… 5

選 管 告 示

- 選挙人名簿からの抹消について（第122号）…………… 5
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第123号）…………… 5
- 選挙人名簿からの抹消について（第124号）…………… 5

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第12号）…………… 5

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の指定について（第41号）…………… 5
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第42号）…………… 5

- …………… 5
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第43号）…………… 6
- 指定給水装置工事業者の指定について（第44号）…………… 6

消 防 本 部 告 示

○秋田市火災予防規則第5条に規定する申請および届出の様式の一部改正について（第1号）…………… 6

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画を変更するため、随時変更の申し出の受付の中断について…………… 6
- 入札参加希望者の公募について…………… 6
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の換地計画の縦覧について…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 7
- 都市計画の変更について…………… 7
- 都市計画の決定について…………… 8
- 都市計画の決定について…………… 8
- 都市計画の決定について…………… 8
- 都市計画の決定について…………… 8
- 建築基準法による道路の指定について…………… 8
- 特定農用地利用規程の認定について…………… 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について…………… 9
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について…………… 9
- 緑地協定の認可について…………… 9
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 9
- 放置自転車等の撤去および保管について…………… 10

上下水道局公告

○平成17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について…………… 10

規 則

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年9月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第42号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表以外の部分中「次表」を「次の表」に、「中欄」を「同表の中欄」に、「右欄」を「同表の右欄」に改め、同条の表条

例第11条第1項第5号および第3項の項中「別表の(1)ア」を「別表の(1)イ」に改め、同項の前に次のように加える。

条例第8条の3第1項 および第3項	燃料電池発電 設備標識	別表の(1)ア
----------------------	----------------	---------

第4条の表条例第12条第2項および第3項の項中「別表の(1)イ」を「別表の(1)ウ」に改め、同表条例第13条第2項および第4項の項中「別表の(1)ウ」を「別表の(1)エ」に改める。

第5条中「別に」を「、別に」に改め、同表の表条例第52条第9号から第11号までの項中「第11号」を「第12号」に、「変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出」を「変電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出」に改め、同表条例第52条第12号の項中「第52条第12号」を「第52条第13号」に改め、同表条例第52条第13号の項中「第52条第13号」を「第52条第14号」に改める。

別表第1号中

ア 変電設備	標識の文字は「変電設備」「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないものとする。	イ 発電設備	標識の文字は「発電設備」「発電所」又は「発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。	ウ 蓄電池設備	標識の文字は「蓄電池設備」又は「蓄電池室」のいずれでも差し支えないものとする。	を
-----------	--	-----------	---	------------	---	---

ア 燃料電池発電設備	標識の文字は、「燃料電池発電設備」「燃料電池発電所」又は「燃料電池発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。	イ 変電設備	標識の文字は、「変電設備」「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないものとする。	ウ 発電設備	標識の文字は、「発電設備」「発電所」又は「発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。	エ 蓄電池設備	標識の文字は、「蓄電池設備」又は「蓄電池室」のいずれでも差し支えないものとする。	に
---------------	--	-----------	---	-----------	--	------------	--	---

改め、同表第8号中「貯水槽」を「、貯水槽、」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第2号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

義務教育父兄負担経費調査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年9月20日

秋田市教育委員会

教育長 飯 塚 明

義務教育父兄負担経費調査会規程の一部を改正する訓令

義務教育父兄負担経費調査会規程（昭和40年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育保護者負担経費調査会規程

第1条、第2条および第3条中「父兄」を「保護者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第7号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年9月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4号中「100分の4」を「100分の3」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年9月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	永田 龍一	市立体育館・茨島体育館の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第240号

平成17年9月12日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成17年9月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第241号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年9月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 181台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 40台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成17年8月16日から同年8月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年9月20日から平成18年3月20日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話 866-2035
秋田市中通七丁目1番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第242号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年9月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 名称
館ノ下町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板等区域内の会員相互の連絡に関する事項
 - (2) 清掃等区域内の美化および環境の整備に関する事項
 - (3) 会員の健康の保持増進に関する事項
 - (4) 集会施設の維持管理に関する事項
 - (5) 町内の各種行事に関する事項
 - (6) その他目的達成に必要な事項
- 3 区域
本会の区域は、秋田市上北手猿田字苗代沢、同市上北手猿田字館ノ下、同市上北手猿田字中谷地、同市上北手猿田字後谷地、同市上北手猿田字四ツ小屋および同市上北手猿田字底沢のうち次に定める区域とする。

字 名	地 番
上北手猿田字苗代沢	150番地1から150番地143を除く区域
上北手猿田字館ノ下	全域
上北手猿田字中谷地	1番地、120番地7、38番地1の区域
上北手猿田字後谷地	110番地、155番地2の区域
上北手猿田字四ツ小屋	110番地1から110番地180を除く区域
上北手猿田字底沢	34番地

- 4 事務所
秋田市上北手猿田字苗代沢140番地6
- 5 代表者の氏名および住所
熊 谷 金 悦
秋田市上北手猿田字館ノ下62番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
この会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成17年9月13日

秋田市告示第244号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設の変更許可申請者の名称および住所ならびに代表者名

- 名称 日本大昭和板紙東北株式会社
 住所 秋田県秋田市向浜二丁目1番1号
 代表者の氏名 代表取締役 梅田 浩 彬
- 2 施設の設置場所
 秋田県秋田市向浜二丁目1番1号
- 3 施設の種類
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号の汚泥の焼却施設、第8号の廃プラスチック類の焼却施設および第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
 汚泥、紙くず、廃プラスチック類、木くず
- 5 変更の許可の申請年月日
 平成17年8月26日
- 6 産業廃棄物処理施設変更許可申請書および生活環境影響調査報告書の縦覧場所
 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号 秋田市環境部
- 7 縦覧の期間
 平成17年9月14日から平成17年10月13日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

秋田市告示第245号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 平成17年度介護保険料納入通知書
 平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ツクイ川尻	秋田市川尻御休町5-12	平成17年 9月1日
スマイル輝	秋田市將軍野東一丁目4-38	平成17年 9月1日

ショートステイ 色えんぴつ	秋田市茨島四丁目5-10	平成17年 9月7日
株式会社アミック 福祉事業部	秋田市中通六丁目1-55	平成17年 9月1日
デイサービス センターミナミ	秋田市新屋松美ガ丘南町 19-8	平成17年 8月30日
アイリスケア センター御所野	秋田市御所野元町三丁目 3-3	平成17年 9月15日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
中通六丁目薬局	秋田市中通六丁目1-55	平成17年 8月31日

秋田市告示第247号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成17年度の地籍調査事業を変更実施するので、告示する。

平成17年9月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事業計画が告示された年月日
 平成17年4月22日
- 2 調査を実施するものの名称
 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 3 調査地域
 平成16年度調査分
 秋田市雄和平尾鳥字小平、田ノ沢、大巻、竹ノ花、中田、西野の全部
 秋田市雄和女米木字川崎、宝生口、柳原の各一部
 平成17年度調査分
 秋田市雄和平尾鳥字石名沢、外ノ沢、長田、平尾鳥、田向、細田、下野の全部
 （変更前 秋田市雄和平尾鳥字石名沢、外ノ沢、長田、平尾鳥の全部）
 （変更前 秋田市雄和平尾鳥字田向、細田の各一部）
- 4 調査期間
 平成17年4月22日から平成18年3月31日まで

秋田市告示第248号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年9月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 218台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 33台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日

平成17年9月1日から同年9月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐
車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年10月12日から平成18年4月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市市民生活部生活課 電話 866-2035
- 秋田市中通七丁目1番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第249号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年9月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成17年9月29日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年9月28日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第122号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙(省略)のとおり

秋市選管告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成17年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,410人
- 2 3分の1の数 90,157人

秋市選管告示第124号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年9月11日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙(省略)のとおり

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成17年9月15日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年9月8日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市土崎港北三丁目13番52号 伊藤四郎の農地法第4条の規定による許可申請に関する件 外32件

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第41号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年9月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
高山建設工業株式会社	西村 春樹	秋田市飯島字家ノ下11番地5	平成17年9月6日

秋田市上下水道局告示第42号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年9月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成17年9月30日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

四ツ小屋字中野、御野場一丁目、広面字川崎、広面字谷内佐渡、金足追分字海老穴、金足小泉字潟向、下新城中野字街道端西、四ツ小屋字古川敷、四ツ小屋小阿地字柳林、浜田字滝ノ原および外旭川八幡田一丁目の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局お客様センター
- 7 縦覧の期間
平成17年9月16日から9月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第43号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年9月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社 湯沢水道	湯沢 健	秋田市東通明田3番30号	平成17年 9月26日

秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託名	委託期間	入札参加要件
秋田市史索引データ整理業務委託	着手日から平成17年10月31日まで	次の①から④の要件を満たすこと ①過去10年間に、国および県・市の委託を受け、データベースまたはホームページ作成業務の実績を有すること ②秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること ③租税に滞納がないこと。 ④基本情報技術者の資格を持つ者がいる事業所であること

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年9月27日(火) 午前10時

平成17年9月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
湯沢水道	湯沢 健	秋田市東通明田3番30号	平成17年 9月28日

消防本部告示

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

平成17年9月29日

秋田市消防長 藤枝禮助

- 1 改正した様式 別添（省略）のとおり
- 2 改正年月日 平成17年10月1日

公 告

秋田市公告

市町合併に伴い、秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するため、随時変更（農振除外）の申し出の受付を下記の期間中断する。

平成17年9月2日

秋田市長 佐竹敬久
記

- 1 随時変更（農振除外）の申し出の受付を中断する期間
平成17年11月1日から平成18年3月31日

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年9月6日

秋田市長 佐竹敬久

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年9月14日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 基本情報技術者の資格を持つ者がいる事業所であることを証明できるもの。

エ データベースまたはホームページの作成業務を国や自治体から受注した実績を証明できるもの。

オ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可。

カ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

・申込日から3カ月以内に発行されたもの。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年9月6日(火)から平成17年9月14日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市企画調整部市史編さん室

ウ 申請用紙 秋田市企画調整部市史編さん室または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については平成17年9月20日(火)午後12時に郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成17年9月6日(火)から平成17年9月26日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市企画調整部市史編さん室

住所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市役所分館 2階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市企画調整部市史編さん室

電話 018-866-2249

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により、秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の換地計画を次のとおり公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定および秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例（平成7年秋田市条例第35号）第29条の規定に基づき、公告する。

なお、当該換地計画について意見のある利害関係者は、平成17年9月20日から同年10月3日までに秋田市に意見書を提出することができる。

平成17年9月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧期間 平成17年9月20日から同年10月3日まで

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所まちづくり整備室内

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成17年6月22日付け秋田市指令第2694号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年9月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市河辺大張野字道ノ下113番地2

株式会社松田畜産

代表取締役 松 田 朗

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市河辺大張野字道ノ下112番1、112番3、112番4、112

番6の内、113番2、113番3、113番4、114番2および114番

6

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市土崎港中央四丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野元町五丁目、六丁目および七丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野地藏田地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野地藏田二丁目、四丁目および五丁目ならびに四ツ小屋小阿地字狸崎および四ツ小屋末戸松本字地藏田地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野下堤・元町地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野下堤一丁目ならびに御所野元町二丁目および三

丁目地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 土崎港中央四丁目地区計画
- 2 都市計画を決定しようとする土地の区域
秋田市土崎港中央四丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市外旭川八柳二丁目4番25号
小松 容子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市外旭川八柳二丁目251番3
- 3 道路幅員 6.01～6.04メートル
- 4 道路延長 24.36メートル
- 5 指定年月日および番号
平成17年9月20日 第2号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条第1項）の規定により平成17年9月13日付で認定申請のあった次の特定農用地利用規程については、これを認定したので、同条8項（同条第2項で準用する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第8項）の規定により公告する。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く
- 3 縦覧期間

平成17年9月21日から平成17年10月4日まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 反 田 悦 生

イ 住 所 秋田県秋田市土崎港北1丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 茨島ショッピングセンター

イ 所 在 地 秋田県秋田市茨島四丁目381-2 外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

イ 変 更 前 ホーマック株式会社
代表取締役 前 田 勝 敏

イ 変 更 後 ホーマック株式会社
代表取締役 柴 田 憲 次

(4) 変更年月日 平成17年8月21日(日)

(5) 変更理由 代表者変更のため

2 届出年月日 平成17年9月15日(木)

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年9月20日(火)～平成18年1月20日(金)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年9月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 ホーマック株式会社
代表取締役 柴 田 憲 次

イ 住 所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1

番41号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 広面ショッピングセンター

イ 所 在 地 秋田県秋田市広面字近藤堰越50番1 外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

イ 変 更 前 ホーマック株式会社
代表取締役 前 田 勝 敏

イ 変 更 後 ホーマック株式会社
代表取締役 柴 田 憲 次

(4) 変更年月日 平成17年8月21日(日)

(5) 変更理由 代表者変更のため

2 届出年月日 平成17年9月15日(木)

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年9月20日(火)～平成18年1月20日(金)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定による緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成17年9月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目D地区緑地協定

2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目29番1から29番7まで

秋田市御所野地蔵田五丁目30番1から30番24まで

秋田市御所野地蔵田五丁目31番1から31番4まで

計35筆

3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部公園課

公園施設管理センター

4 縦覧期間 平成17年9月22日から

平成17年10月6日まで

(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年9月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成17年9月27日から

平成17年10月17日まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成17年9月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	51台
上飯島駅自転車等駐車場	4台
土崎駅前自転車等駐車場	42台
土崎図書館前自転車等駐車場	25台
土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場	43台
下浜駅前自転車等駐車場	1台
新屋駅前自転車等駐車場	14台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	1台
牛島駅東自転車等駐車場	27台
牛島駅西自転車等駐車場	5台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年9月26日から同年9月27日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号

(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年10月14日から平成18年4月14日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話 866-2035

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成17年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年9月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

賦課対象区域

土崎港相染町字中谷地、広面字川崎、桜二丁目、飯島道東三丁目、飯島字平右衛門田尻、四ツ小屋小阿地字坂ノ上および四ツ小屋字下川原の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地）